

**令和 8 年度**  
**埼玉県職員採用選考**  
**( 児童指導員 )**  
**受 験 案 内**

受 付 期 間 令和 8年 4月15日(水)～ 6月10日(水) (当日消印有効)  
任命権者選考 令和 8年 7月 4日(土)  
人事委員会選考 令和 8年 8月24日(月)又は25日(火) のいずれか 1 日  
(予備日：令和 8年8月23日(日)・26日(水))

- 1 職 種 児童指導員
- 2 採用予定人員 10人  
(欠員の状況等により変更になる場合があります。)
- 3 職 務 内 容 児童相談所の一時保護所に勤務し、一時保護している子どもの生活指導業務等に従事します。  
(採用後は、県の人事異動方針に基づき、他の勤務課所へ異動になる場合があります。)
- 4 採用予定日 令和9年4月1日  
ただし、既に児童指導員の任用資格を有する人は、欠員の状況に応じて、これ以前に採用される場合があります。

**5 受 験 資 格**

- 昭和40年4月2日以降に生まれた人で、一時保護施設の設備及び運営に関する基準(令和6年内閣府令第27号)第21条第1項に規定する児童指導員の任用資格を有する人又は令和9年3月31日までに同任用資格を取得することが見込まれる人。(令和9年3月31日までに同任用資格を取得できないことが明らかになった場合には採用されませんので、事前に十分な御確認をお願いします。)
- 日本国籍を有する人。
- なお、次の(1)又は(2)に該当する人は受験できません。
  - (1) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人(以下はその内容です。)
    - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
    - ・ 埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
    - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
  - (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人(ただし、心身衰弱を原因とする場合を除く)

(参考：一次保護施設の設備及び運営に関する法律)

(児童指導員の資格)

第二十一条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
- 十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

注 上記の受験資格において、職務経験や講習会の修了等が要件となっている場合は、人事委員会選考合格後に当該事項を証明する書類を提出していただき、受験資格を満たしているか確認を行います。その結果、必要な職務経験等を欠いていることが明らかとなった場合には採用されません。

## 6 申込手続

- ① 申込手続 所定の履歴書（A 3 ヨコ）、確認書、児童指導員任用資格となる免許（社会福祉士、精神保健福祉士等）の写し（A 4 版コピー※免許保持者のみ）及び資格要件調査票を締め切り日までに郵送又は持参してください。  
※ 必要事項を記入し、写真貼付の上提出してください。（押印等は不要です。）  
※ 携帯電話等をお持ちの場合は、併せて記入してください。  
※ 履歴書、確認書及び資格要件調査票の様式は以下のURLからダウンロードすることができます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/syokuin/r8jidoshidojin.html>

- ② 受付締切 令和8年6月10日(水) (当日消印有効)

- ③ 送付先 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
埼玉県福祉部福祉政策課職員担当 田中、東海林  
電話 048-830-3389

## 7 採用選考

### (1) 任命権者による選考

#### ① 日時・場所・合格発表

選考	日時	場所	合格発表
任命権者選考	令和 8年 7月 4日(土) ※時間等詳細は、別途案内します。	さいたま市内	受験者全員に郵送にてお知らせします。 (8月中旬ごろを予定)

※集合時間、場所は申込者に別途案内します。(令和8年6月10日以降を予定しています。)

#### ② 方法及び内容

選考	方法	内容
任命権者選考	論文試験	職務に従事する上で必要な専門知識について、記述式による筆記試験を行います。
	人物試験	人物及び専門的知識等について、個別面接による試験を行います。

注1 公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。

注2 携行品：鉛筆(HB 5本程度)、シャープペンシル、消しゴム、飲み物、腕時計(携帯電話及び計算・通信機能付きの時計は使用不可)

### (2) 人事委員会による選考(任命権者選考の合格者に対して行います。)

#### ① 日時・場所・合格発表

選考	日時	場所	合格発表
人事委員会選考	令和 8年 8月24日(月)又は 25日(火)のいずれか1日 (予備日：令和 8年8月23日 (日)・26日(水)) ※時間等詳細は、別途案内します。	さいたま市内 (埼玉県庁周辺を予定)	実施後1か月以内に、受験者全員に郵送※にてお知らせします。

※通知が届かない場合は「12 問い合わせ先」まで御連絡ください。

#### ② 方法及び内容

選考	方法	内容
人事委員会選考	論文試験	文章による表現力、課題に対する理解力、思考力、その他の能力について、記述式による筆記試験を行います。
	人物試験	人物について、個別面接による試験を行います。

注1 この試験は大学卒業程度により行います。

注2 公共交通機関を利用し、時間に余裕を持って集合してください。

注3 携行品：任命権者選考合格通知、鉛筆(HB 5本程度)、シャープペンシル、消しゴム、昼食・飲み物、腕時計(携帯電話及び計算・通信機能付きの時計は使用不可)

## 8 合格から採用まで

- ① 原則として、令和9年4月1日に採用されます。ただし、既に児童指導員の任用資格を有する人は、欠員の状況に応じて、これ以前に採用される場合があります。
- ② 最終合格者のほかに補欠合格者を決定することがあり、補欠合格者は最終合格者の中から採用辞退等があった場合には、採用されることがあります。補欠合格者については選考結果の通知に記載してお知らせします。
- ③ 児童指導員任用資格取得見込みの人は、採用時まで資格が取得できない場合は採用されません。
- ④ 児童指導員(以下「対象職種」という。)の内定者は、採用に当たり、令和8年12月25

日に施行される学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認（※）が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、対象職種に係る業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があります。これらの制度の施行を踏まえ、申込みの際に特定性犯罪の前科の有無を確認します。また、内定後には任命権者が、所定の方法による犯罪事実確認を行います。

この一連の手続きで得た全ての個人情報については、人事委員会及び任命権者において適切に管理し、採用に関する事務の目的に限り使用します。

※採用手続きの過程で、こども性暴力防止法関連システムを通して、国に対してこども性暴力防止法第33条に定めのある書類等（戸籍抄本等）を提出していただきます。提出が行われない場合、又は犯罪事実確認の結果、特定性犯罪の前科を有すると認められた場合は、配属先が限られる、若しくは採用されない場合があります。

## 9 給 与

- ① 初任給は、約278,900円（地域手当等を含む。）です。一定の経歴がある場合は、経歴に応じた額が加算されることがあります。
- ② 上記の初任給のほか、支給要件に該当する人は、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
- ③ 上記は、令和8年4月1日現在のものであり、採用時までに給与改定があった場合は、それによります。

## 10 勤務時間、休暇等

- ① 勤務時間 変則交代勤務制（4週間を平均して1週間につき38時間45分勤務、週休日は4週間について8日）
- ② 休 暇 年間20日の年次有給休暇（ただし、新規採用職員については、採用月により20日以内で別に定められています。）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、忌引、出産、育児等）等があります。
- ③ 貸付制度 普通貸付、特別貸付、住宅貸付等の制度があります。
- ④ 祝 金 等 結婚祝金、就学祝金等の制度があります。

## 11 申込場所（埼玉県福祉部福祉政策課（本庁舎1階東側））



## 12 問い合わせ先

埼玉県福祉部福祉政策課職員担当 田中、東海林  
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1  
電話 048-830-3389

### ＜参考＞児童相談所一時保護所の概要

児童福祉法第12条の4の規定に基づき児童相談所に設置された、児童を一時保護する施設であり、埼玉県が設置運営している。現在、埼玉県では、中央、南、朝霞、所沢、熊谷、越谷の6か所の児童相談所に一時保護所を設置している。

- 中央児童相談所

上尾市上尾村1242-1 JR高崎線上尾駅東口から徒歩20分

- 南児童相談所

川口市芝下1-1-56 JR京浜東北線蕨駅東口から徒歩25分

- 朝霞児童相談所

朝霞市青葉台1-10-63 東武東上線朝霞駅から徒歩20分

- 所沢児童相談所

所沢市並木1-9-2 西武新宿線航空公園駅東口から徒歩10分

- 熊谷児童相談所

熊谷市箱田5-13-1 JR熊谷駅東口から徒歩20分

- 越谷児童相談所

越谷市恩間402-1 東武伊勢崎線大袋駅から徒歩15分

児童の一時保護は、児童福祉法第33条の規定に基づき児童相談所長が必要と認める時に行っている。原則として、一時保護所への入所期間は2か月であり、一時保護を行う必要のある場合は、概ね次のとおりである。

- 緊急保護

棄児、迷子、家出、虐待、放任等の理由により緊急保護しなければならない場合

- 行動観察

適切、具体的な援助指針を定めるために、十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

- 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等